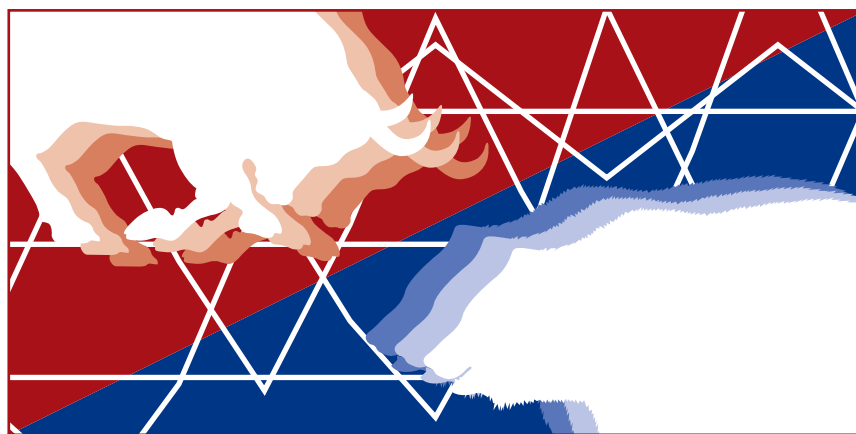


楽天日本株トリプル・ベア

追加型投信／国内／株式／特殊型(ブル・ベア型)



商品分類および属性区分

商品分類				属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
追加型	国内	株式	特殊型 (ブル・ベア型)	その他資産 (株価指数 先物取引)	年1回	日本	ブル・ベア型

商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この投資信託説明書(交付目論見書)により行なう「楽天日本株トリプル・ベア」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年9月15日に関東財務局長に提出し、平成23年9月16日にその効力が生じております。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続を行ないます。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

【委託会社】ファンドの運用の指図を行なう者

楽天投信投資顧問

楽天投信投資顧問株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1724号
設立年月日：2006年12月28日
資本金：150百万円(2012年1月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額：28,017百万円(2012年1月末現在)

【受託会社】ファンドの財産の保管および管理を行なう者

住友信託銀行株式会社

※但し、関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、新商号を三井住友信託銀行株式会社とする予定です。

【委託会社の照会先】

ホームページ：<http://www.rakuten-toushin.co.jp>

電話：03-6717-1900

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

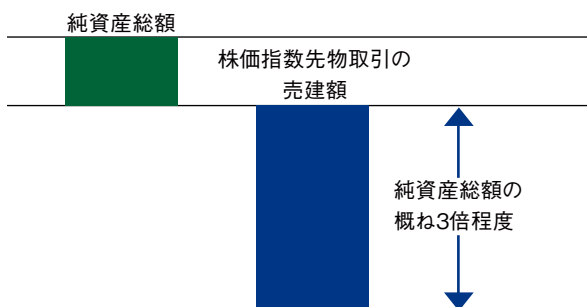
当ファンドは、わが国の株価指数を対象とした先物取引（以下「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用することで、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね3倍程度反対となることを目指して運用を行ないます。

ファンドの特色

株価指数先物取引（※）を活用し、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の日々の値動き（日々の騰落率）の概ね3倍程度反対となることを目指して運用を行ないます。

※利用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。

イメージ図



出所：楽天投信投資顧問

※上図は当ファンドの運用のイメージを説明するためのものであり、実際の運用状況を保証するものではありません。

●投資方針

わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。

株価指数先物取引の売建額が、原則として投資信託財産の純資産総額の概ね3倍程度となるように調整を行ないます。

ただし、追加設定、解約等による純資産総額の大幅な増減の影響等のため上記のような運用が困難と判断した場合、概ね3倍程度とは異なる一時的な調整を行なうことがあります。

利用する株価指数先物の取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。

追加設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として当日中に株価指数先物取引により対応します。ただし、資産が純増する場合で、その額が当日の純資産額を超えている（純資産が倍増以上となる）場合は、原則としてその超過分は翌営業日に対応します。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

!! 株式市場が下落 ⇒ 基準価額が大きく上昇
!! 株式市場が上昇 ⇒ 基準価額が大きく下落

●ファンドの仕組み



ファンドの目的・特色

● 基準価額の変動について

当ファンドは、日々の基準価格の値動きがわが国の株式市場の日々の騰落率に対して概ね3倍程度反対となることを目指して運用を行ないます。

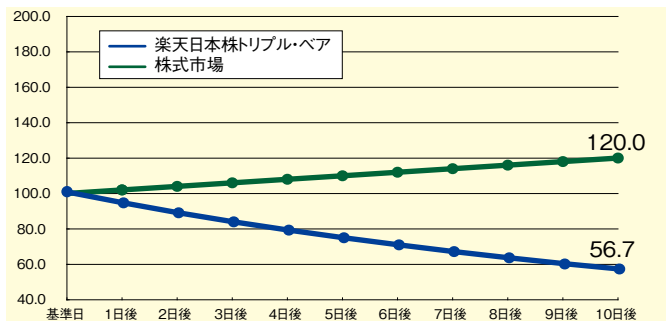
そのため、複数の営業日にわたる期間でみた場合には、当ファンドの基準価額の騰落率は、わが国の株式市場の日々の騰落率に対して概ね3倍程度反対となりません。

① 株式市場が一方向的に上昇した場合

前日との騰落率の比較では、「株式市場」の騰落率に対して、当ファンドの基準価額は概ね3倍程度となっています。

しかし、基準日と10日後を比較すると「株式市場」の騰落率が+20.0%であるのに対し、当ファンドの基準価額は-43.3%となっており、株式市場の3倍程度の値動きとなっていません。

このように、2日以上離れた日との比較では、必ずしも3倍程度とはなりません。



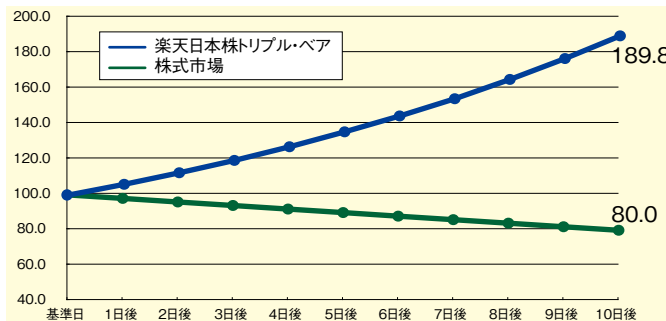
出所：楽天投信投資顧問

② 株式市場が一方向的に下落した場合

前日との騰落率の比較では、「株式市場」の騰落率に対して、当ファンドの基準価額は概ね3倍程度となっています。

しかし、基準日と10日後を比較すると「株式市場」の騰落率が-20.0%であるのに対し、当ファンドは+89.8%となっており、株式市場の3倍程度の値動きとなっていません。

このように、2日以上離れた日との比較では、必ずしも3倍程度とはなりません。



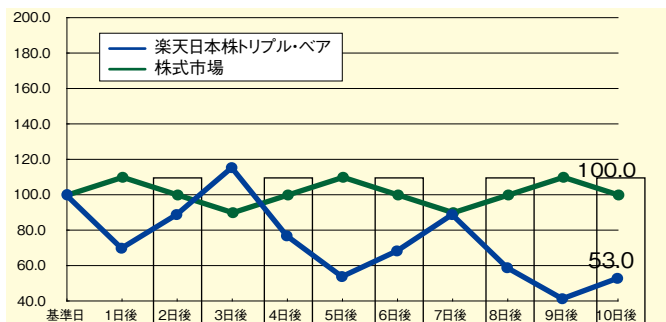
出所：楽天投信投資顧問

③ 株式市場が±10%の範囲で上昇・下落を繰り返した場合

株式市場が上昇・下落をしながら動いた場合には、基準価額は押し下げられることになります。

2日後、4日後、6日後、8日後、10日後において、「株式市場」は基準日と同じ100であるにもかかわらず、当ファンドの基準価額は、それぞれの時点において100以下となっています。

このように、株式市場が上昇・下落を繰り返した場合には、当ファンドの基準価額は、時間の経過とともに押し下げられることとなります。



出所：楽天投信投資顧問

※各表およびグラフは、基準日を100として、国内の株式市場全体の値動きと各ファンドの基準価額の値動きの関係をわかりやすく説明するために例示およびイメージ化したものであり、実際の値動きとは異なります。株式市場やファンドの基準価額の値動きを示唆、保証したものではありませんのでご注意ください。

分配方針

- ・ 毎年6月15日（ただし、休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づき分配を行ないます。繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

投資制限

- ・ 株式への投資割合には制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への投資は行ないません。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、公社債や株式等値動きのある証券に投資し、主として株価指数先物取引を積極的に活用します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

投資家の皆様には、当ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただくようお願いいたします。

当ファンドの投資にかかるリスク

株価変動リスク	株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて下落するリスクをいいます。株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少することがあり、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
金利変動リスク	金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす可能性があり、債券市場の他に株式市場を通じてもファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。
信用リスク	公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいい、これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
流動性リスク	有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
目標とする投資成果が達成できないリスク	株価指数先物取引を活用するため、株式市場と株価指数先物市場の乖離、株価指数先物取引の約定価格と終値との差異、必要な株価指数先物取引数量の全部または一部における取引不成立、株価指数先物取引等における手数料等、信託報酬等の費用等により、目標とする投資成果が達成できない場合があります。

【その他の留意点】

- 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドに関連する法令・税制・会計等は、今後、変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。
- 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

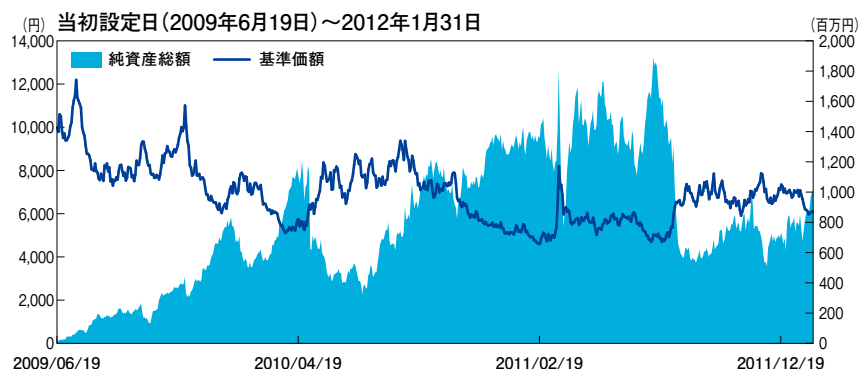
【リスクの管理体制】

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行なっています。コンプライアンス部は、投資信託財産の運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリング、投資信託財産の運用等についての法令諸規則や投資信託約款の遵守状況等のモニタリングを行ないます。それらの結果に基づき、必要に応じて是正指導を行なうなど、適切な管理・監督を行ないます。

運用実績

2012年1月31日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



基準価額	6,084 円
純資産総額	1,010 百万円

※第1期および第2期において分配金を支払っていないため、「分配金再投資基準価額」を表示していません。

※基準価額は、信託報酬(純資産総額に対し年率0.9765%(税抜0.93%))控除後の値です。

分配の推移 (10,000 口当たり、税引前)

決算期	第1期 2010年6月15日	第2期 2011年6月15日	設定来累計
分配金	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

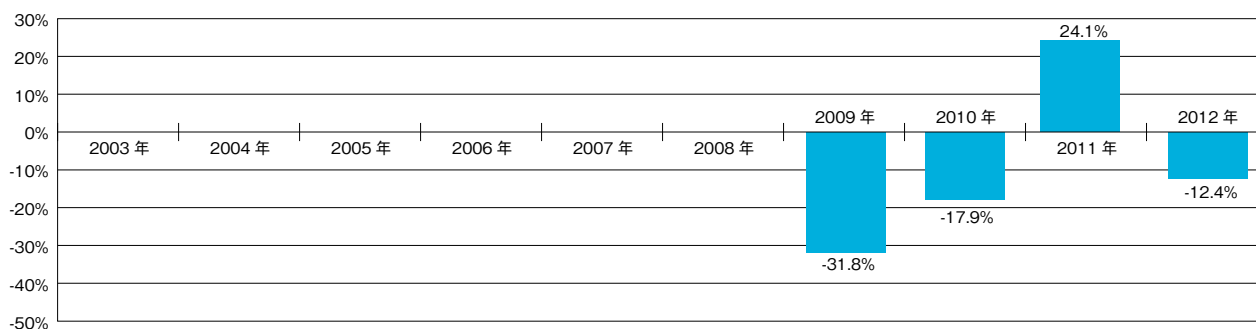
主な資産の状況

資産別構成	投資比率
株式	0%
公社債	10%
短期金融資産他	90%
純資産総額	100%
株式先物	289%

※組入比率は、純資産総額に対する各資産の評価額の比率です。
※株式先物は、日経225先物ほかです。

年間収益率の推移 (暦年ベース)

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
※2009年は設定日(6月19日)から年末、2012年は1月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社またはお申込みコースにより異なります。詳しくは、販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額 ※ファンドの基準価額は一万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購入代金	販売会社が定める所定の日までに販売会社の定める方法でお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目以降に受益者にお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後2時50分以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2011年9月16日から2012年6月15日まで
換金制限	ありません。
スイッチング	「楽天日本株トリプル・ブル」、「楽天ブルベア・マネープール」との間において、スイッチングと同様のお取扱いが可能です。なお、販売会社によってスイッチングと同様のお取扱いがない場合等があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。
購入・換金申込受付の中止および取消し	取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむをえない事情があるときは、委託会社の判断により、購入・換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	2014年6月13日まで（2009年6月19日設定） ※ただし、一定の条件により信託期間を延長または繰上償還する場合があります。
繰上償還	委託会社は、受益権の口数が3億口を下回ることとなった場合、または、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむをえない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	原則として、毎年6月15日（ただし、休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に、原則として「収益分配方針」に基づいて分配を行いません。 ※ただし、必ず分配を行なうものではありません。 (注)当ファンドには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合わせください。
信託金の限度額	1,000億円を上限とします。
公告	委託会社が受益者に対して行なう公告は、電子公告により行ない次のアドレスに掲載します。 http://www.rakuten-toushin.co.jp
運用報告書	毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用									
購入時手数料	3.15% (税抜き 3.00%) を上限として、販売会社が定める料率とします。詳しくは販売会社にお問合わせください。								
信託財産留保額	ありません。								
投資者が信託財産で間接的に負担する費用									
運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.9765% (税込) の率を乗じて得た額とします。信託報酬にかかる委託会社、受託会社および販売会社の間の配分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 0.6300% (税抜 0.6000%)</td> <td>年 0.3150% (税抜 0.3000%)</td> <td>年 0.0315% (税抜 0.0300%)</td> <td>年 0.9765% (税抜 0.9300%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ファンドの運用管理費用 (信託報酬) は、毎計算機関の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期間終了日 (休業日の時は翌営業日) または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。 ※「税抜」における税とは、消費税および地方消費税に相当する金額をいいます。</p>	委託会社	販売会社	受託会社	合計	年 0.6300% (税抜 0.6000%)	年 0.3150% (税抜 0.3000%)	年 0.0315% (税抜 0.0300%)	年 0.9765% (税抜 0.9300%)
委託会社	販売会社	受託会社	合計						
年 0.6300% (税抜 0.6000%)	年 0.3150% (税抜 0.3000%)	年 0.0315% (税抜 0.0300%)	年 0.9765% (税抜 0.9300%)						
その他の費用・手数料	<p>投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、信託財産中から支払われます。</p> <p>証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。また、先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料にかかる消費税等についても、投資信託財産が負担します。</p> <p>投資信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産の中から支弁します。</p>								

※その他の手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。また、手数料・費用等の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

税金

税金は、下表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して10%
換金 (解約) 時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対して10%

※上記は平成24年1月末現在のものです。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は、上記と異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

樂[®]天投信投資顧問